

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 有限会社山内建築事務所
代表者及び住所 福井県敦賀市元町2-6
代表取締役 山内 正樹
2. 指名停止措置期間 : 令和6年7月5日から令和6年10月4日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 有限会社 山内建築事務所は、福井河川国道事務所発注の「大野油坂道路新長野トンネル電気室新築工事監理業務」を令和6年5月13日に落札した。
落札決定後、電気設備及び機械設備の主任担当技術者を配置できないため、令和6年5月15日に履行不能届を提出した。
5. 指名停止措置理由 : 有限会社 山内建築事務所が落札決定後に履行不能届を提出したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)